

提出された意見と市の考え方

No.	該当ページ	意見の要旨	市の考え方
1	8	事前避難対象地域を避難対象者の特性に応じて2種類の住民事前避難対象地域と高齢者等事前避難対象地域に分けていますが、愛知県の資料を見て理解出来たので、愛知県の図—6やガイドライン54頁・55頁などを追加するなど詳しく記載してください。	頂いたご意見を参考に、ガイドライン55頁の「事前避難対象地域の概念図」を記載し、分かりやすく表現します。
2	11	住民事前避難対象地域が出てこないが、田原市の場合は全てが高齢者等事前避難対象地域となるのか記載してください。	頂いたご意見とは異なりますが、事前避難対象地域のうち、津波の到達時間の早い太平洋側の地域を住民事前避難対象地域に変更しました。本地域については、特に突発地震・後発地震への備えを強力に推進・促進する地域として、平時からの防災・減災対策を呼びかけてまいります。
3	—	高齢者等事前避難対象地域では高齢者等が対象の避難情報の発令になっているが、他の住民は特に対象とならないのか。	高齢者等事前避難対象地域に発令する避難情報は高齢者等避難となりますので、対象者は避難に時間のかかる高齢者等となりますが、他の住民の皆さんの自主的な避難を否定するものではありません。
4	—	愛知県の検討手引きでは、知人宅や親戚宅等への避難を基本として、それぞれの地域の避難所の想定受け入れ人数を避難所の表に記載してください。	頂いたご意見のとおり、避難所の受け入れ人数を把握する必要がありますが、過去に臨時情報のような情報に基づいて事前に避難をするような事例がなく、縁故避難（親類宅等への避難）の避難者数の想定も非常に難しいことから、地域との意見交換を参考に検討してまいります。
5	23	避難所の運営等で、避難生活に必要な食料、日用品、寝具等は避難者が用意することを基本としますが、1週間を基本とした避難生活をする場合に入浴が必要になるので、入浴の対応についての記載をしてください。	避難は縁故避難を基本としていることや、ライフラインが通常どおり使えることを基本的な考えとしていますので原案のとおりとします。 なお、頂いたご意見とは異なりますが、寝具を避難者自身が用意することは現

			実的ではないため、寝具の記載を削除いたします。
6	—	プライバシー確保のための区画を区切るパーティションの備蓄の推進を記載してください。	頂いたご意見については、本方針の内容に直接関係するものではございませんので原案のとおりとします。 なお、パーティションについては避難所における必要物品として備蓄を推進しております。
7	—	市民館での避難の場合、トイレ不足が予想されるので対策を記載してください。	頂いたご意見については、突発地震への対応として地域防災計画に基づき対応する内容となりますので、本方針については原案のとおりとします。
8	—	臨時情報に係る防災対応は本震が来ないで終わる想定になっているが、来た場合も記載してください。	頂いたご意見については、突発地震への対応として地域防災計画に基づき対応すべき内容となりますので、本方針については原案のとおりとします。
9	—	事前避難が行われている状況で、後発地震が発生した場合の避難所の運営マニュアル等の作成を記載してください。	本方針については、臨時情報が発表された場合の防災対応をまとめたものとなりますので原案のとおりとします。 なお、頂いたご意見のとおり、様々なケースを想定して具体的な体制を検討してまいります。
10	13	田原市で整備した津波避難マウンド（ほりきり広場）や整備中の堀切海岸の防潮堤、赤羽根港の胸壁、中山・小中山地区の津波避難タワーの写真や資料を記載してください。	頂いたご意見を参考に、13頁の図中に津波避難マウンドや防潮堤の写真を掲載します。
11	11	方針作成の機会を、突発地震への事前の備え（防災・減災対策）を市民意識として強力に推進・促進する絶好の機会とするため、「高齢者避難」ではなく「全住民避難」としてはどうか。堀切をはじめ被害想定が大きい。1週間のうちに後発地震は発生しないかもしれないが、実践的な避難訓練だと思って。	頂いたご意見を参考に、事前避難対象地域のうち、津波の到達時間の早い太平洋側の地域を住民事前避難対象地域に変更しました。本地域については、特に突発地震・後発地震への備えを強力に推進・促進する地域として、平時からの防災・減災対策を呼びかけてまいります。

12	23	障害者や後期高齢者は、ちょっとした変化で体調を崩しやすい。健康上の問題がある方には、福祉避難所など適切な避難場所を提供する旨の記載があった方がよい。	頂いたご意見を参考に、健康上の問題がある方には福祉避難所など、適切な避難所の提供を検討する旨を記載し、適切な対応を図ってまいります。
13	12	12頁の津波到達時間は理論上最大想定モデルのものだが、震源地が陸に近かった場合、津波の高さは低くなるが、到達時間が早くなる場合があることを頭においておくこと。	頂いたご意見については、今後の防災対応を図るうえで参考とし、防災・減災対策に役立ててまいります。
14	18	臨時情報発表時に水や食料の買い占めなど、パニック行動への対処の記載を工夫したほうがよい。	住民の皆さんが、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるよう周知することを記載します。平時から市民等に呼びかけるよう努めてまいります。
15	14 ～ 17	マップでは事前避難対象地域の区域が分かりづらい。地元の人には分かるかもしれないが、必要に応じて工夫が必要では。	頂いたご意見を参考に、地域等で説明をする際に工夫をしております。
16	11 ・ 23	すべての避難者が縁故避難（知人宅等）できればよいが、そういうわけにもいかない。高齢者等避難の対象者だけでは避難所運営が成り立たないので、そういった視点でも全住民避難は必要である。事前避難の1週間を実践的な宿泊訓練の機会と捉えれば、その体験が本震の役に立つ。避難所に寝泊りするだけでもよい経験となる。	頂いたご意見を参考に、事前避難対象地域のうち、津波の到達時間の早い太平洋側の地域を住民事前避難対象地域に変更しました。本地域については、特に突発地震・後発地震への備えを強力に推進・促進する地域として、平時からの防災・減災対策を呼びかけてまいります。 また、避難所運営には、市職員を派遣し、運営サポートに努めてまいります
17	—	プライバシー確保のため、覗かれない高さの仕切りパーテーションの備蓄の推進を記載してください。	頂いたご意見については、本方針の内容に直接関係するものではございませんので原案のとおりとします。 なお、パーテーションについては避難所における必要物品として備蓄を推進しております。